

答申第 150 号

平成 15 年 10 月 9 日

神奈川県教育委員会
委員長 相 吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 8 月 8 日付けで諮問された県立高等学校転編入学試験の合否判定に係る意思決定関連書類不存在の件（諮問第 115 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校で実施された転編入学試験において誤って合格通知を渡された生徒の転入を認めた意思決定に関する書類は作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成12年6月29日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、平成12年4月に特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）で実施された転編入学試験で誤って合格通知を渡された生徒（以下「本件生徒」という。）の転入を認めた意思決定に関する書類（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書公開請求をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成12年7月10日付けで、本件行政文書は作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成12年7月27日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、神奈川県教育庁等行政文書管理規則（以下「文書管理規則」という。）で文書の作成、管理及び保存を義務付けられており、本件行政文書が存在しないとの非公開理由は誤りである。

イ 県立高校の転編入学試験において誤った合否通知が生徒に渡された事件として新聞報道もされた本件は、生徒の合否に係る重大な問題であって、決して軽易な問題ではない。文書管理規則では軽易な事項を除いて文書を作成することになっており、このような重大な問題に関する文書が存在しないのは不自然である。

ウ 実施機関は、学校教育法施行規則第 61 条第 1 項の規定により転学先の校長に転学許可の決定権が与えられており、本件高校の校長は、本件については、教育的な配慮から本来不合格であった生徒の在籍を認めるべきであると判断し、転学許可を決定した上で、その旨を口頭で教職員に伝えたため、本件行政文書は作成されていない旨説明する。しかし、当初は、口頭で報告されていたとしても、事後には本件高校で事件のてん末に関する文書が作成されているはずであり、本件高校から教育庁に本件のてん末に関する報告書が提出されていないことはあり得ない。また、別件の公開請求に関する公開実施日に、不合格の生徒の転入を認めたのは上の者である旨の実施機関職員の発言を聞いている。

エ 本件については、実施機関が記者発表をしている以上、本件高校からの報告書がない状態で教育庁が関係者から情報を得て、それをそのまま発表したとは考えられず、教育庁自身が本件行政文書を作成していないはずがない。

(2) その他

ア 一度合否判定会議で決定した内容を覆して、本来不合格であった生徒の転入学を認めることは、他の不合格者との関係で整合性がとれない。

イ 実施機関は、情報公開を受ける県民が、公開請求によって得た情報を不適正に使用するのはないかと疑って、非公開と判断すべきではない。

ウ 実施機関は、本件行政文書の原本を公開すべきである。

4 実施機関（教育庁管理部高校教育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 12 年 4 月に本件高校で実施された転編入学試験で、誤って合格通知を渡された生徒の転入を認めた意思決定に関する書類である。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 転入学許可の決定は、学校教育法施行規則第 61 条第 1 項の規定により、転学先の校長が行うことになっている。したがって、教育庁が転入学許

- 可の決定を行った事実はなく、教育庁は本件行政文書を作成していない。
- イ 本件高校では、本来不合格であった生徒に誤って合格通知が渡された事実が判明したため、直ちに事後の対応について検討した。この結果、本件生徒は、既に本件高校に在籍しており、本件生徒を改めて不合格とすると本件生徒が精神的被害等を被ることになるが、このことに合理性はないと判断した。このため、本件高校の校長が教育的な配慮から本件生徒には事実を伝えずに引き続き在籍を認める決定を行い、臨時の教職員打合せの際に口頭で伝達した。本件高校に確認したところ、本件高校にはその際の意味決定に関する記録は存在しないとのことであった。
- ウ 本件については、本件高校の校長から教育庁に対して、本件の事実の概要と処理の結果を記載した報告書（以下「事故報告書」という。）が事後に提出されているが、事故報告書には、本件生徒の在籍を引き続き認める旨の意味決定の経緯は記載されておらず、「誤って合格通知が渡された生徒の転入を認めた意思決定に関する書類一式」という不服申立人の請求趣旨には合致しないため、事故報告書は、請求対象文書に該当しないと判断した。
- エ 本件については、緊急事態に対して速やかに対応する必要があり、また本件生徒に知られるおそれや個人情報に関する守秘義務の問題もあったため、事前に文書を作成する必要はないと判断した。
- しかし、本件は、生徒の身分の決定という重要事項に関する事案であって、決して軽易なものではなく、文書管理規則第6条にあるとおり、事後には意思決定に関する処理経過を記録した行政文書を作成すべきであったと考えられるため、本件高校において本件行政文書を作成しなかったことは遺憾である。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 不服申立人は、当初は口頭で報告されていたとしても、事後には本件高校で事件のてん末に関する文書が作成されているはずであり、本件高校から教育庁に本件のてん末に関する報告書が提出されていないことはあり得ないと主張している。

これに対して、実施機関は、本件高校の校長から提出された事故報告書には本件の事実の概要と処理の結果は記載されているが、本件生徒の在籍を引き続き認める旨の意思決定の経緯は記載されていないため、請求対象文書に該当しないと判断したと説明している。

当審査会が事故報告書を実際に見分したところ、本件の事実の概要とその処理の結果については記載されているが、校長が本件生徒の転入を認めた意思決定を行った経緯が記載されているとは認められない。したがって、「誤って合格通知を渡された生徒の転入を認めた意思決定に関する書類一式」という不服申立人の請求趣旨には合致しないと考えられるため、請求対象文書には該当しないと実施機関が判断したことは首肯できる。

イ また、不服申立人は、実施機関が本件について記者発表をしている以上、本件高校からの報告書がない状態で関係者から情報を得て、それをそのまま発表したとは考えられず、教育庁自身が本件行政文書を作成していないはずはないと主張している。

これに対して、実施機関は、転入学許可の決定は学校教育法施行規則第61条第1項の規定により、転学先の校長が行うことになっているため、教育庁では本件行政文書を作成しておらず、本件高校においても校長自身が決定し、臨時の教職員打合わせの際に口頭で伝達したため、意思決定に関する記録は存在しないと説明している。

本件生徒の転入学許可を本件高校の所属長である校長自身が決定し、教職員に口頭で伝達していることからすると、本件生徒の転入学を認めた意思決定に関する文書が作成されなかったとの実施機関の説明は、不自然とはいえない。また、転入学許可の決定は、転学先の校長が行うこ

とになっていることからすると、教育庁が転入学許可の決定を行った事実はなく、当該意思決定に関する文書を教育庁において作成していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(3) その他

なお、当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 付言

文書管理規則第6条は「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定している。本諮問案件が生徒の転入学の許可という生徒の身分にかかわる重要な事項に関するものであることを考慮すると、転入学の許可権限を有する校長自らの判断で行った決定であるとしても、当該意思決定の経過に関する文書を作成しなかったことは、上記の規定に照らして適切ではなかったと考えられることから、今後は、適切な事務処理が望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 8 月 8 日	諮問
8 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9 月 8 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10 月 16 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 15 年 4 月 17 日 (第 21 回部会)	審議
4 月 30 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取 指名委員により、実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 6 日 (第 22 回部会)	審議
6 月 3 日 (第 23 回部会)	審議
7 月 15 日 (第 24 回部会)	審議
8 月 7 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 3 日 (第 26 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成15年10月9日現在)(五十音順)